

令和5年7月

顧問先各位

税理士法人鳥山会計

インボイス制度実施に伴う 消費税申告料金改定と契約書更改のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月からの消費税法改正により適格インボイス制度が施行されます。これにより、消費税に関する処理業務が一層複雑化することになります。

事業者の皆様もインボイスナンバーの取得、各帳票の記載事項の変更、又、取引先のインボイスナンバーの確認等の準備を進めていることと存じます。

弊所におきましても、お客様よりお預かりする帳簿及び証憑から、課税事業者、消費税区分を確認し適正な消費税処理を行い、正確な消費税計算を行うことに努めてまいります。

つきましては、弊所における計算処理システムの整備・補充、職員の教育等を実施することから、誠に不本意ながら、別紙「消費税及び地方消費税申告料金表」のとおり料金を変更していただきたく、お願い申し上げます。

また、この機に際しまして、顧問契約書に弊所のインボイスナンバーを記載いたしますことと、委任業務、消費税等に関する取扱いを追記いたしますので、顧問契約書の更改を実施させていただきます。

弊所といたしましては、これからも税務情勢の変化にリアルタイムに対応し、より一層正確な会計・税務処理及び、皆様の経営に役立つ情報提供等を行うべく、さらに努力する所存です。

何とぞ、弊所の事情をご理解いただき、ご了承のうえ、宜しくお願い申し上げます。

まずは、略式ながら書中をもってお願い申し上げます。

敬具

記

1. 添付書類 「消費税及び地方消費税申告料金表」

※お客様の改定料金は担当者よりお知らせいたします。

2. 実施時期 令和5年10月引落分より

以上